

【参考2】 経営承継円滑化法の概要

1. 事業承継税制〈認定(相続税)827件、認定(贈与税)431件(平成27年12月末現在)〉

○非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

◇中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される(雇用確保をはじめとする5年間の事業継続等が要件)。

事業承継の円滑化

地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

2. 民法の特例〈確認108件(平成27年12月末現在)〉

◇民法上、遺族には「遺留分」(※1)が存在。「遺留分」を侵害された場合には、「遺留分減殺請求権」(※2)を行使することが可能。これにより、中小企業者の事業承継の局面において、以下の問題が発生するおそれ。

(※1)相続財産は原則として遺言により自由に処分できるが、遺族の生活保障等のため、遺族に留保される相続財産の一定割合(原則法定相続分の1/2)

(※2)自らの遺留分を取り戻すことを請求できる権利

- ①先代が後継者に株式を集中して渡そうとしても、残りの遺族が遺留分減殺請求権を行使した場合には、株式又は対価の支払いが必要。株式の分散につながるおそれ。遺留分の放棄は可能だが、遺留分権利者が個々に家裁の許可を得ることが必要。
- ②遺留分の放棄までは躊躇する場合、後継者が早期に事業を継いでその後の自らの努力により株価が上昇するとその分だけ遺留分も上昇し、株を集中保有する後継者の負担も増加(遺留分の算定は相続開始時点)。

先代の生前に、後継者及びその他の相続人全員の合意を前提に以下の特例を規定。

- ①手続きの簡素化(民法第1043条の特例)
後継者が単独で家裁の許可を得ることが可能
- ②価格算定期を合意時に固定(民法第1029条の特例)

3. 金融支援

〈確認107件(平成27年12月末現在)〉

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例を設ける。

- ①中小企業信用保険法の特例
中小企業者に対する信用保険の拡大(別枠化)を措置
- ②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例
代表者個人に対する融資を実施。

※現行制度では代表者個人は両公庫から融資を受けることができないが、本特例適用により融資を受けることができる。

親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、以下のような幅広い資金ニーズに対応

- ・株式、事業用資産の取得資金
- ・信用力の低下時の運転資金
- ・相続税負担